

茨城県の特定最低賃金改正のお知らせ

～必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も～

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記一覧表のとおり改正決定されました。仮に使用者と労働者双方が合意した上で最低賃金額未満の賃金を定めた場合であっても、その賃金は無効とされ、特定最低賃金（最低賃金法改正に伴い、従来の「産業別」最低賃金は、「特定」最低賃金になりました。）が適用されます。

なお、日本標準産業分類の改定に伴い従来の「一般機械器具製造業」及び、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業」の件名が下表（注1）、（注2）のとおり変更されておりますが、適用される使用者及び労働者の範囲に変更はありません。

また、次の（1）から（3）に掲げる者等については特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金（時間額676円）適用されます。

- （1）18歳未満又は65歳以上の者
- （2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- （3）清掃、片付けの業務に主として従事する者

このほか、平成11年12月31日発効の一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業の特定最低賃金が適用される業種があります。

茨城県の特定最低賃金

件名	時間額(円)
鉄鋼業	782
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（注1）	769
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（注2）	762
各種商品小売業	734

効力発生日：平成20年12月31日

※ 詳細については、茨城労働局労働基準部賃金室（TEL029-224-6216）又は最寄の労働基準監督署までお問い合わせください。

（茨城労働局ホームページ<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/> もご覧ください。）